第二十五条の十第一項中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改め、同条第二項中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改め、第二章の二中同条を第二十五条の十八とし、第二十五条の九を削る。

第二十五条の八第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同条を第二十五条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（他の施設等の設置の制限）

第二十五条の十七　流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一　流域関連公共下水道を接続するとき。

二　あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三　第二十四条第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

第二十五条の七を第二十五条の十五とし、第二十五条の六を第二十五条の十四とする。

第二十五条の五中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改め、同条第二号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同条を第二十五条の十三とし、第二十五条の四を第二十五条の十二とし、第二十五条の三を第二十五条の十一とする。

第二十五条の二中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十五条の十とする。

第二章に次の一節を加える。

第二節　浸水被害対策区域における特別の措置

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第二十五条の二　公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るためには、排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（管理協定の締結等）

第二十五条の三　公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設（浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限る。以下同じ。）を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次条第一項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2　前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第二十五条の四　公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等となろうとする者（当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者等」という。）との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2　前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（管理協定の内容）

第二十五条の五　第二十五条の三第一項又は前条第一項の規定による管理協定（以下単に「管理協定」という。）には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　管理協定の目的となる雨水貯留施設（以下「協定雨水貯留施設」という。）

二　協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項

三　管理協定の有効期間

四　管理協定に違反した場合の措置

2　管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　協定施設（協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（管理協定の縦覧等）

第二十五条の六　公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

（管理協定の公示等）

第二十五条の七　公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

（管理協定の変更）

第二十五条の八　第二十五条の三第二項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等（雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等）」と読み替えるものとする。

（管理協定の効力）

第二十五条の九　第二十五条の七（前条において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第三十一条中「まで、第二十三条」の下に「、第二十三条の二」を加える。

第三十一条の二第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

（協議会）

第三十一条の四　二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一　関係地方公共団体

二　下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三　学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者